



小郡市
県指定天然記念物
「將軍藤」と市徽章



大刀洗町
「もちのき、ひばり、さくら」



鞍手町
町花/春「都忘れ」夏「百合」
秋「菊」冬「水仙」



水巻町
ゆるキャラ



水巻町
町章と町木「イチヨウ」
(カラー)



水巻町
町章と町木「イチヨウ」



遠賀町
町の花スイセン
と遠賀川



遠賀町
町の花スイセン
と遠賀川



中間市
パンジー、コスモス

Ⅲ
流域下水道事業

Ⅲ. 流域下水道事業

Ⅲ－1 福岡県の流域下水道

福岡県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8箇所であり、全流域下水道で供用済みである。



図Ⅲ－1 流域下水道の概要図

表Ⅲ-1 福岡県流域下水道の事業概要

箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画								
計画面積 (ha)	9,582	4,667	1,613	1,405	2,652	3,441	2,795	2,900
計画人口 (千人)	703.8	198.5	64.3	36.8	62.1	83.2	72.6	65.5
計画処理能力 (m ³ /日)	274,200	67,500	28,280	13,200	27,000	35,000	34,000	28,700
管渠延長 (km)	29.3	31.7	18.9	29.9	30.8	19.1	28.8	33.1
R2年度末								
処理面積 (ha)	8,977	3,567	1,073	971	1,748	1,970	1,415	727
処理人口 (千人)	699.8	189.0	59.1	36.6	61.0	82.0	44.0	23.4
処理水量 (m ³ /日)	203,473	46,973	24,677	—	16,664	18,805	11,431	4,392
管渠延長 (km)	29.3	31.7	8.0	23.7	30.8	19.1	28.8	31.1
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

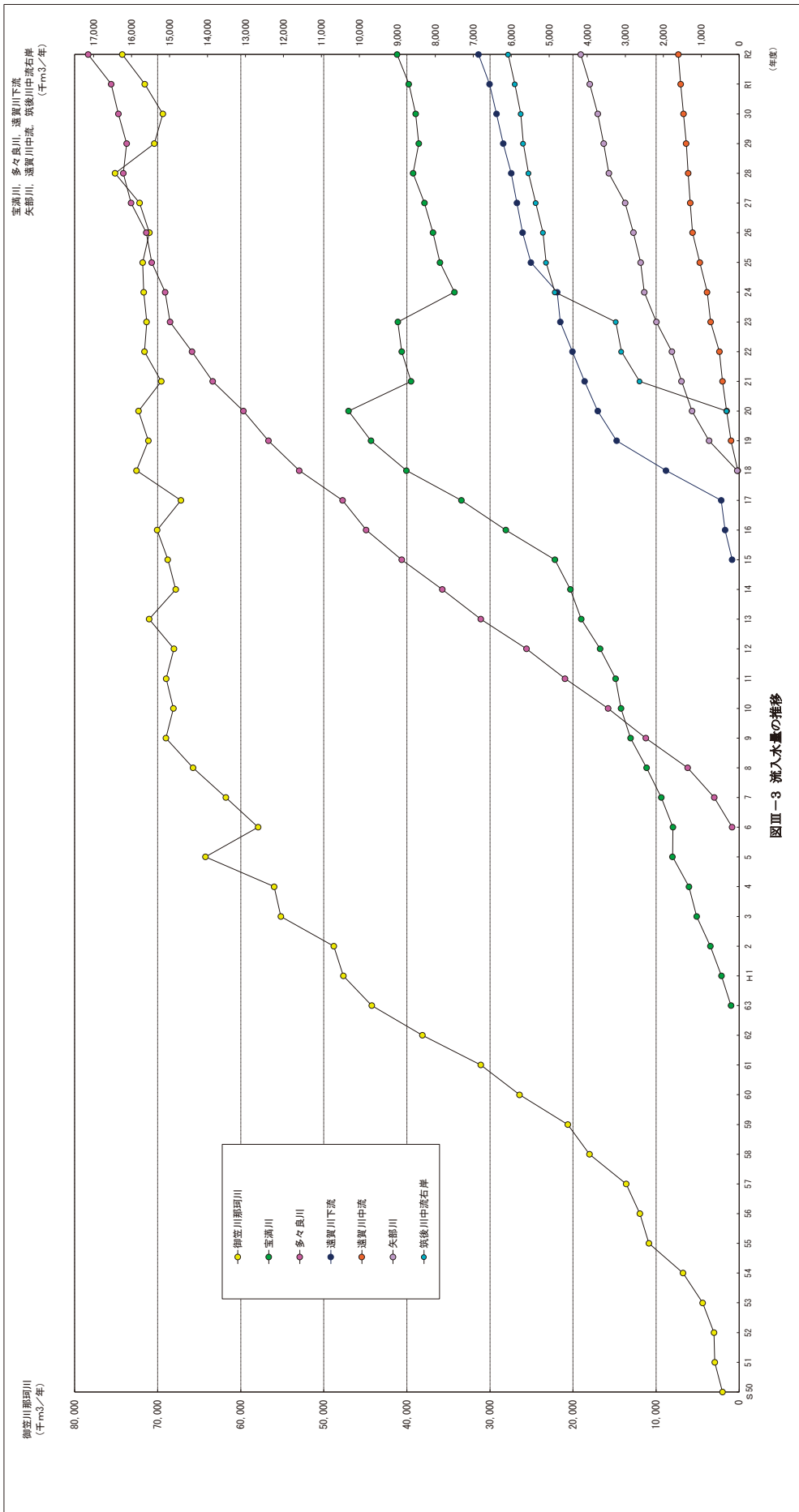
※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、令和2年度末処理水量については日平均流入水量である。

※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理している。

※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。



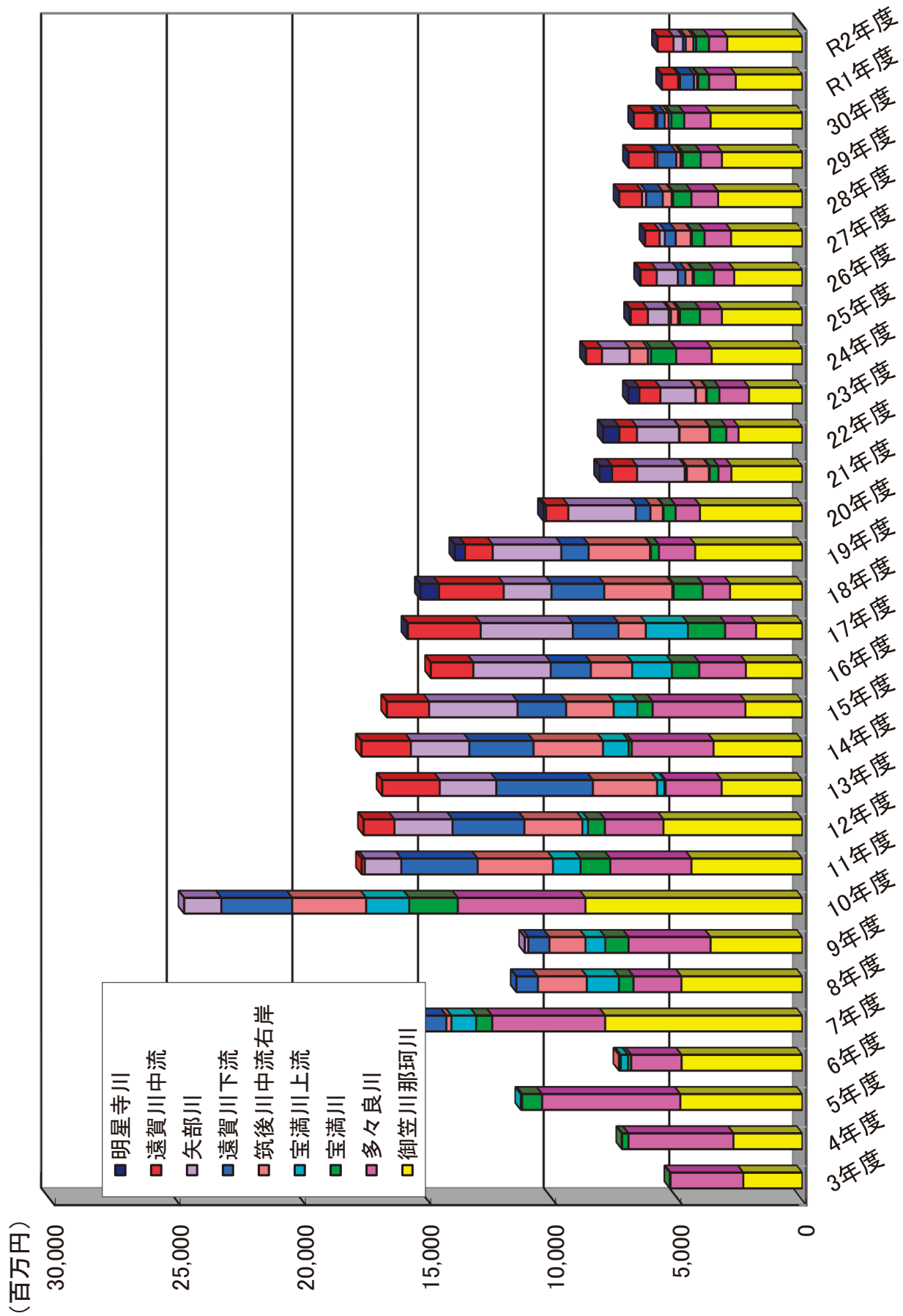
図Ⅲ-2 福岡県流域下水道概要図



単位 千m³/年

年	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2							
御笠川郡河川	2,098	2,830	3,029	4,414	6,788	10,895	11,855	13,596	18,008	26,622	26,453	31,099	38,141	44,223	47,647	48,801	55,196	55,888	64,243	57,912	61,807	65,736	88,999	68,116	88,877	68,047	71,037	67,814	68,774	70,657	67,200	72,563	71,127	72,303	68,556	71,589	71,323	71,680	71,610	72,187	75,122	70,392	69,332	71,564	74,268								
宝源川															216	466	761	1,325	1,745	2,050	2,440	2,882	3,113	3,255	3,662	4,162	4,444	4,852	6,147	7,312	8,764	9,694	10,286	8,640	8,886	8,988	7,500	7,882	8,060	8,286	8,596	8,437	8,617	8,699	9,007								
多々良川																			184	655	1,358	2,457	3,449	4,586	5,601	6,808	7,817	8,885	9,021	10,446	11,383	12,396	13,056	14,406	14,987	15,113	15,072	15,610	16,216	16,131	16,348	16,534	17,146										
遠賀川下流																																																					
遠賀川中流																																																					
矢部川																																																					
筑後川中流右岸																																																					

図三-3 流入水量の推移



図Ⅲ-4 県総事業費の推移

表Ⅲ-2 県事業費の推移

		56~60	61~2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	累計		
伊豆川	総事業費	29,455	5,261	10,002	2,408	2,807	4,939	4,888	7,928	4,995	3,724	8,715	4,497	5,609	3,289	3,616	2,319	2,303	1,887	2,948	4,346	4,158	2,893	2,600	2,173	3,691	3,278	2,777	2,903	3,431	3,277	3,732	2,713	3,063	156,535	
新阿久保川	補助対象事業費	29,038	5,124	9,687	1,927	2,663	4,825	4,884	7,479	4,429	3,341	8,232	4,442	5,608	3,286	3,603	2,301	2,225	1,852	2,916	4,339	4,149	2,887	2,591	2,169	3,615	3,200	2,703	2,826	3,345	3,186	3,631	2,640	2,978	151,366	
	国費	18,341	3,478	5,527	1,150	1,579	3,119	3,199	4,579	2,851	2,127	5,223	2,835	3,523	1,884	2,115	1,493	1,459	1,191	1,878	2,719	2,680	1,874	1,654	1,365	2,324	2,031	1,761	1,845	2,178	2,064	2,359	1,675	1,792	95,753	
多岐良川	総事業費	25	3,375	2,919	4,195	5,499	2,004	4,497	1,905	3,264	5,076	3,228	3,228	2,326	2,234	2,254	3,720	1,885	1,259	1,099	1,445	1,445	968	525	488	207	1,413	878	820	1,071	1,065	857	1,053	1,079	733	69,371
	補助対象事業費	10	3,195	2,886	4,104	5,428	1,724	3,893	1,547	2,848	4,823	3,213	2,298	2,229	2,229	3,095	3,887	1,865	1,228	1,093	1,407	1,407	953	512	481	197	1,357	841	780	1,018	1,009	792	1,009	1,022	704	65,996
	国費	15	3,840	1,828	2,416	3,168	878	1,872	846	1,667	2,860	1,897	1,330	1,296	2,016	2,552	1,242	803	703	833	933	933	627	311	277	718	825	524	452	605	631	487	661	645	433	39,097
多岐良川	総事業費	563	5,865	16	256	797	136	640	581	929	1,938	1,188	672	50	129	609	1,091	1,495	1,155	320	483	348	653	507	1,000	798	804	505	729	719	513	434	518	26,441		
	補助対象事業費	230	2,811	0	193	544	70	433	304	446	1,377	688	67	2,308	2,554	2,786	1,886	1,886	2,709	2,447	499	877	1,199	406	721	282	288	599	357	169	157	130	311	32,992		
	国費	273	3,266	6	48	218	172	184	260	435	1,541	720	667	49	125	602	1,088	1,492	1,151	318	475	346	652	506	961	769	774	482	697	690	482	410	518	20,927		
中庄石巻	補助対象事業費	164	1,294	0	103	334	33	230	234	230	234	246	246	2,536	2,738	1,934	1,620	1,054	2,694	2,407	440	853	1,193	400	684	260	263	567	324	151	137	109	289	32,326		
	国費	154	1,735	3	24	146	36	92	140	260	1,025	465	436	31	70	401	725	987	745	203	289	194	356	308	609	464	473	284	379	386	285	256	288	12,257		
宮洲川	総事業費	44	277	983	1,277	786	1,713	1,993	226	289	1,015	939	1,575	1,670	57	30	25	37	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	12,771
	補助対象事業費	20	138	884	1,162	730	1,396	988	229	282	992	933	1,544	1,658	54	14	16	20	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	11,688
	国費	10	139	442	581	365	688	494	110	141	496	467	772	829	27	7	8	8	10	10	55	34	20	17	10	55	34	20	17	21	38	48	18	46	5,910	
筑波川	総事業費	67	94	1,955	2,944	2,997	2,906	2,554	2,786	1,886	1,886	2,709	2,447	499	877	1,199	406	721	282	288	599	357	169	157	130	311	32,992									
	補助対象事業費	30	192	1,400	2,018	2,425	2,298	2,536	2,738	1,934	1,620	1,054	2,694	2,407	440	853	1,193	400	684	260	263	567	324	151	137	109	289	32,326								
	国費	15	96	975	700	1,459	1,825	1,367	1,281	1,410	917	833	616	1,161	1,563	286	567	748	242	446	161	164	373	206	84	83	56	176	18,109							
下流	総事業費	958	852	840	2,820	3,039	2,860	3,846	2,559	1,934	1,597	1,820	2,100	1,089	566	82	23	21	11	88	301	432	663	751	294	551	111	30,277								
	補助対象事業費	928	844	820	2,781	3,022	2,847	3,822	2,520	1,896	1,566	1,571	1,853	841	578	73	20	17	3	79	272	406	631	719	274	526	1,073	29,900								
	国費	464	422	410	1,538	1,893	1,624	2,215	1,416	1,063	809	883	1,110	502	341	36	10	8	2	39	171	265	408	455	156	315	667	16,922								
矢野川	総事業費	138	1,475	1,453	2,314	2,251	2,324	3,079	3,668	1,902	2,729	2,690	1,897	1,671	1,390	1,095	830	840	211	162	102	84	77	374	36,267											
	補助対象事業費	50	448	1,422	2,300	2,245	2,313	3,006	3,650	1,823	2,701	2,669	1,879	1,658	1,378	1,090	792	799	194	140	91	76	69	357	35,656											
	国費	25	724	711	1,150	1,123	1,297	2,066	1,747	2,280	912	1,512	1,506	1,033	909	776	584	456	487	98	74	49	41	40	220	19,789										
中庄	総事業費	122	1,220	2,297	1,962	1,679	1,692	2,894	2,573	1,103	984	995	702	834	629	670	641	571	922	1,030	846	645	630	25,927												
	補助対象事業費	70	1,220	1,559	1,221	944	1,682	2,858	2,482	1,064	850	980	700	828	595	641	605	540	862	988	812	617	599	22,728												
	国費	35	687	805	625	472	939	1,678	1,416	532	425	490	337	399	298	321	303	270	482	582	446	334	328	12,201												
明良寺川	総事業費	30	734	399	95	484	640	432	20	40	31	2,905																								
	補助対象事業費	30	714	392	86	478	630	417																												
	国費	30	357	196	43	239	302	199																												
計	総事業費	29,455	5,269	23,242	5,343	7,258	11,279	7,372	15,410	11,466	11,127	24,681	17,817	17,538	16,799	17,625	16,515	14,867	15,809	15,276	19,907	10,276	8,138	8,004	6,999	8,705	6,949	6,548	6,335	7,367	6,992	6,785	5,670	5,840	393,937	
	補助対象事業費	29,038	5,407	20,096	4,819	6,815	10,491	6,899	12,799	10,195	8,624	23,159	16,522	17,448	16,008	16,607	15,715	14,644	15,383	14,770	19,483	10,221	8,037	7,938	6,984	6,386	6,649	6,235	5,067	7,951	6,703	6,517	5,429	6,809	10,163	
	国費	18,341	3,967	11,102	2,781	4,019	6,443	4,267	7,623	5,613	5,974	13,327	9,355	10,221	8,776	9,445	9,201	8,526	9,297	8,909	8,246	6,204	4,750	4,602	4,025	5,142	4,030	3,830	3,767	4,145	4,078	3,338	3,949	221,383		

※上段() 書体は通算、下段は通算前

表Ⅲ－3 御笠川那珂川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	福岡広域都市計画下水道事業御笠川那珂川流域下水道 ※	御笠川那珂川流域下水道	福岡広域都市計画下水道事業御笠川那珂川流域下水道 ※	
経緯	S46.12.14 福岡県告示第6695号	S47.2.28 建設省都下事発第8-2号	S47.3.9 建設省告示第361号	(当初)
			S51.3.16 建設省告示第379号	事業期間の延長
	S51.8.10 福岡県告示第7393号	S52.9.2 建設省福岡都下流発第2号	S52.10.8 建設省告示第1362号	幹線管渠の追加
	S54.12.18 福岡県告示第7894号	S55.3.31 建設省福岡都下流発第1号		処理区域の変更 流入点の追加
			S58.3.7 建設省告示第347号	事業期間の延長
		S59.10.16 建設省丘都下流発第1号		処理区域の変更
	S60.12.26 福岡県告示第8789号	S61.2.22 建設省丘都下流発第1号	S61.3.6 建設省告示第282号	処理区域の変更
		H1.3.31 建設省丘都下流発第10号	H1.4.12 建設省告示第985号	処理区域の変更
	H3.10.16 福岡県告示第1695号	H4.6.12 建設省丘都下流発第8-2号	H4.6.26 建設省告示第1242号	処理区域の追加
	H6.6.6 福岡県告示第792号	H7.6.5 建設省丘都下流発第2号の2	H7.6.22 建設省告示第1284号	処理区域の増加 処理場面積の変更
		H9.9.2 建設省丘都下流発第6号	H9.9.30 建設省告示第1715号	機種の変更
		H11.6.3 建設省丘都下流発第9号	H11.4.30 建設省告示第1226号	処理区域の増加 事業期間の延長
	H15.4.4 福岡県告示第699号	H15.10.15 国九整丘都住第55号	H16.2.2 九州地方整備局告示第15号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H19.3.8 国九整丘都住第46号	H19.3.29 九州地方整備局告示第97号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H23.3.11 国九整丘都住第1019号	H23.3.30 九州地方整備局告示第82号	処理区域の増加 事業期間の延長
		H27.2.9 九整都住第274号	H27.3.13 九州地方整備局告示第44号	処理区域の増加 事業期間の延長
	H27.10.29 九整都住第149号		溶融炉の廃止 汚泥燃料化施設の追加	
H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称の変更	
	H30.5.10 九整都整第18号		下水道法改正に伴う様式の変更	
	R2.11.17 九整都整第69号	R3.1.20 九州地方整備局告示第10号	処理区域の増加 事業期間の延長	

※H29.1.23以前は福岡都市計画、筑紫野都市計画、太宰府都市計画及び那珂川都市計画御笠川那珂川流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－４ 多々良川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称 経緯	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画 下水道事業多々良川流域下水道 ※	多々良川流域下水道事業	福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画 下水道事業多々良川流域下水道 ※	
	S60.3.26 福岡県告示第8674号			(当初)
	S62.6.20 福岡県告示第9009号	S61.1.13 建設省丘都下流発第3号の2	S61.1.25 建設省告示第67号	
		S62.12.5 建設省丘都下流発第11号	S62.12.11 建設省告示第2098号	幹線ルートの変更 処理区域の追加
		H3.11.6 建設省丘都下流発第2号-2	H3.11.28 建設省告示第1952号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H5.12.17 福岡県告示第2049号			処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H6.7.26 建設省丘都下流発第2号	H6.8.9 建設省告示第1775号	処理区域の追加
		H8.7.25 建設省丘都下流発第9号	H9.8.19 建設省告示第1603号	
	H10.1.7 福岡県告示第38号	H10.5.12 建設省丘都下流発第4号の2	H10.2.24 建設省告示第269号	処理施設の追加
	H11.4.5 福岡県告示第671号	H10.11.30 建設省丘都下流発第14号の2	H10.11.10 建設省告示第1914号	処理区域の追加 処理施設の追加
	H12.12.8 福岡県告示第1899号	H12.12.27 建設省丘都下流発第15号の2	H12.10.27 建設省告示第2068号	処理区域の追加 処理施設の追加
		H16.6.22 国九整丘都住第11号	H16.10.15 九州地方整備局告示第126号	処理区域の追加 機種の変更
		H18.10.17 国九整丘都住第30号		処理区域の追加 機種の変更
		H20.9.1 国九整丘都住第12号	H20.9.17 九州地方整備局告示第4915号	処理区域の追加
	H21.9.30 福岡県告示第1461号			処理場面積の縮小 幹線管渠の廃止 処理区域の追加
		H23.3.30 国九整丘都住第1020号		
		H25.5.27 国九整都住第38号	H25.8.9 九州地方整備局告示第147号	処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H28.11.9 国九整都住第257号	H29.2.14 九州地方整備局告示第25号	処理区域の追加
		H30.7.2 国九整都整第28号		処理区域の追加
	R2.11.17 国九整都整第68号	R3.1.20 九州地方整備局告示第9号	処理区域の追加	

※H29.1.23以前は福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画多々良川流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－５ 宝満川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画下水道事業宝満川流域下水道 ※	宝満川流域下水道	久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画下水道事業宝満川流域下水道 ※	
経緯	S59.12.15 福岡県告示第1897号	S60.2.14 建設省丘都下流発第2号	S60.3.8 建設省告示第273号	(当初)
		S61.8.21 建設省丘都下流発第3号		施設配置の変更
	S62.4.7 福岡県告示第532号			
	S63.3.17 福岡県告示第 号	S63.3.30 建設省丘都下流発第1号	S63.4.7 建設省告示第1116号	管渠ルートの変更
		S63.11.2 建設省丘都下流発第8号		処理地区の追加
	H4.3.11 福岡県告示第477号			処理地区、幹線管渠の追加
		H5.3.23 建設省丘都下流発第9号-2	H5.4.2 建設省告示第1118号	処理区域の追加
		H6.6.27 建設省丘都下流発第6号		機種の変更
	H9.3.28 福岡県告示第597号	H10.1.27 建設省丘都下流発第8号の2	H9.10.24 建設省告示第1845号	処理区域の追加
		H11.12.7 建設省丘都下流発第22号		処理区域の追加
		H12.12.7 建設省丘都下流発第17号		機種の変更
		H15.7.24 国九整丘都住第23号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号	処理区域の追加
		H18.1.17 国九整丘都住第39号	H18.3.29 九州地方整備局告示第89号	処理区域の追加
		H20.9.1 国九整丘都住第12号	H20.12.24 九州地方整備局告示第145号	処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号	H25.4.15 九州地方整備局告示第93号	幹線管渠の追加 処理方式の変更
		H28.11.9 国九整都住第253号	H29.2.14 九州地方整備局告示第27号	事業期間の延長
H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更	
	H29.10.6 国九整都整第115号		処理区域の追加	
R1.12.17 福岡県告示第507号	R2.3.30 国九整都整第156号	R2.7.8 九州地方整備局告示第64号	処理区域の追加 幹線管渠の追加	

※H29.1.24以前は小郡都市計画及び筑紫野都市計画宝満川流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－６ 宝満川上流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下水道事業宝満川上流流域下水道 ※	宝満川上流流域下水道事業	朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下水道事業宝満川上流流域下水道 ※	
経緯	H5.12.13 福岡県告示第2082号-2	H6.3.30 建設省丘都下流発第4号	H6.4.14 建設省告示第1201号	(当初)
	H7.7.14 福岡県告示第 号	H7.7.12 建設省丘都下流発第6号	H7.8.3 建設省告示第1438号	管渠ルートの変更
	H9.3.28 福岡県告示第596号	H10.1.27 建設省丘都下流発第10号の2	H9.10.24 建設省告示第1846号	処理区域の追加
		H10.12.21 建設省丘都下流発第19号		接続位置の変更 管渠ルートの変更
	H12.7.12 福岡県告示第1116号	H13.3.27 国九整丘都住第4号		処理区域、幹線管渠の追加、処理能力の追加
		H13.12.26 国九整丘都住第77号		処理区域 幹線管渠の追加
		H15.6.3 国九整丘都住第26号		管渠の変更
		H16.3.16 国九整丘都住第104号		管渠ルートの変更
		H16.9.2 国九整丘都住第28号	H16.10.28 九州地方整備局告示第132号	処理区域 幹線管渠の追加
		H18.8.18 国九整丘都住第24号		処理区域の追加
		H19.3.2 国九整丘都住第47号		処理区域 幹線管渠の追加
		H21.1.16 国九整丘都住第41号	H21.2.4 九州地方整備局告示第11号	処理区域 幹線管渠の追加
		H23.3.30 国九整丘都住第1021号		処理区域の追加
		H25.3.6 国九整都住第236号	H25.4.15 九州地方整備局告示第92号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H28.11.9 国九整都住第256号	H29.2.14 九州地方整備局告示第28号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
	H29.5.1 国九整都整第21号		処理区域の追加	
R1.12.17 福岡県告示第508号	R2.3.30 国九整都整第155号	R2.7.8 九州地方整備局告示第65号	処理区域の追加	

※H29.1.24以前は夜須都市計画及び筑紫野都市計画宝満川上流流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－7 筑後川中流右岸流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道 ※	筑後川中流右岸流域下水道事業	久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道 ※	
経緯	H6.12.21 福岡県告示第2212号	H7.2.15 建設省丘都下流発第1号	H7.3.3 建設省告示第415号	(当初)
		H10.10.27 建設省丘都下流発第13号		処理区域の追加
		H12.9.5 建設省丘都下流発第10号の2		処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H12.9.13 福岡県告示第1390号	H13.3.30 国九整丘都住第12号	H13.6.11 九州地方整備局告示第106号	処理区域の追加 処理能力の追加
		H13.9.4 国九整丘都住第39号		管渠の追加
	H14.7.12 福岡県告示第1119号	H14.7.23 国九整丘都住第36号	H14.9.11 九州地方整備局告示第133号	処理区域の追加
		H15.7.24 国九整丘都住第21号	H15.12.10 九州地方整備局告示第132号	処理区域の追加
		H18.1.17 国九整丘都住第40号		処理施設の変更
		H19.2.5 国九整丘都住第39号		処理区域の追加
		H22.2.26 国九整都住第83号	H22.3.17 九州地方整備局告示第32号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H24.1.23 国九整都住第84号		機種の変更
		H24.12.5 国都住第207号		処理区域の追加
		H26.2.12 国都住第243号	H26.3.27 九州地方整備局告示第76号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
	H29.10.6 国九整都整第116号		処理区域の追加 事業期間の延長	
	H31.2.21 国九整都整第143号		処理区域の追加	
	R2.3.30 国九整都整第158号	R2.7.8 九州地方整備局告示第62号	処理区域の追加	

※H29.1.24以前は小郡都市計画及び甘木都市計画筑後川中流右岸流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－8 遠賀川下流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道z事業遠賀川下流流域下水道 ※	遠賀川下流流域下水道事業	北九州広域都市計画、遠賀広域都市計画及び筑豊広域都市計画下水道z事業遠賀川下流流域下水道 ※	
経緯	H7.11.10 福岡県告示第1938号	H8.2.21 建設省丘都下流発第1号の2	H8.3.8 建設省告示第423号	(当初)
		H9.12.6 建設省丘都下流発第19号	H10.1.18 建設省丘都下流発第23号	処理区域の追加
		H12.9.1 建設省丘都下流発第8号の2	H12.5.31 建設省丘都下流発第1410号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H14.5.20 福岡県告示第827号	H14.10.17 国九整丘都住第51号	H15.1.6 九州地方整備局告示第5号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
	H17.3.23 福岡県告示第545号	H18.1.13 国九整丘都住第38号	H18.3.23 九州地方整備局告示第68号	処理区域の追加 施設・幹線管渠の追加
		H19.3.28 国九整丘都住第59号		処理区域の追加
		H21.1.26 国九整丘都住第42号	H21.2.12 九州地方整備局告示第14号	処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第84号		計画諸元の見直し
		H24.3.2 国九整都住第101号	H24.3.26 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H27.2.9 国九整都住第275号	H27.3.13 九州地方整備局告示第43号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H30.2.13 国九整都整第147号		計画諸元の見直し
		H31.2.7 国九整都整第140号	H31.3.29 九州地方整備局告示第50号	処理区域の追加 事業期間の延長
		R2.7.16 国九整都整第15号		処理区域の追加

※H29.1.23以前は中間都市計画、水巻都市計画、遠賀都市計画及び鞍手都市計画遠賀川下流流域下水道

(令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－9 矢部川流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	矢部川流域下水道事業	筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道 ※	
経緯	H9.12.17 福岡県告示第2083号	H10.1.27 建設省丘都下流発第20号の2	H10.1.14 建設省告示第40号	(当初)
		H15.1.27 国九整丘都住第68号		処理区域の追加 施設配置の変更
		H17.3.22 国九整丘都住第75号	H17.3.30 九州地方整備局告示第67号	機種の変更
		H19.8.24 国九整丘都住第17号	H19.10.2 九州地方整備局告示第155号	処理方式の変更
		H20.3.7 国九整丘都住第47号	H20.5.7 九州地方整備局告示第86号	処理区域の追加
		H22.1.28 国九整都住第69号		処理分区の変更
		H23.3.11 国九整都住第1018号	H23.3.30 九州地方整備局告示第83号	処理区域の追加
		H26.2.12 25下水第1713号	H26.3.27 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加
		H27.3.6 国九整都住第290号		処理区域の追加
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第3号	H30.3.9 九州地方整備局告示第35号	処理区域の追加
		H31.3.25 国九整都整第160号		処理区域の追加
		R2.3.30 国九整都整第159号	R2.7.8 九州地方整備局告示第63号	処理区域の追加

※H29.1.23以前は筑後都市計画、八女都市計画、黒木都市計画、広川都市計画及び瀬高都市計画下水道事業矢部川流域下水道 (令和3年12月1日現在)

表Ⅲ－10 遠賀川中流流域下水道事業の法的経緯

	都市計画決定	下水道法 事業計画(届出)	都市計画法 事業計画認可	主な変更内容
名称	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道 ※	遠賀川中流流域下水道事業	筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道 ※	
経緯	H12.2.28 福岡県告示第315号の2	H12.3.3 建設省丘都下流発第3号の2	H12.2.29 建設省告示第753号	(当初)
		H15.7.18 国九整丘都住第39号		処理区域の追加 管渠の仕様変更
		H16.12.17 国九整丘都住第42号	H17.3.31 九州地方整備局告示第75号	処理区域の追加 幹線管渠の追加
		H19.2.16 国九整丘都住第38-2号	H19.3.29 九州地方整備局告示第162号	処理方式の変更 処理区域の追加 幹線管渠の追加 事業期間の延長
		H21.3.26 国九整丘都住第48号		処理区域の追加
		H22.3.23 国九整都住第85号		処理区域の追加
		H24.3.2 国九整都住第102号	H24.3.26 九州地方整備局告示第73号	処理区域の追加 事業期間の延長
		H26.2.12 国九整都住第244号	H26.3.27 九州地方整備局告示第74号	処理区域の追加 事業期間の延長
	H29.1.24 福岡県告示第44号			都市計画事業名称変更
		H29.4.5 国九整都整第2号	H29.8.7 九州地方整備局告示第148号	処理区域の追加 事業期間の延長
	R2.6.3 国九整都整第11号	R2.7.8 九州地方整備局告示第66号	処理区域の追加 事業期間の延長	

※H29.1.23以前は直方都市計画、小竹都市計画及び宮田都市計画遠賀川中流流域下水道 (令和3年12月1日現在)



水巻町 遠賀川河川敷



遠賀町 れんげ畑



岡垣町 矢矧川



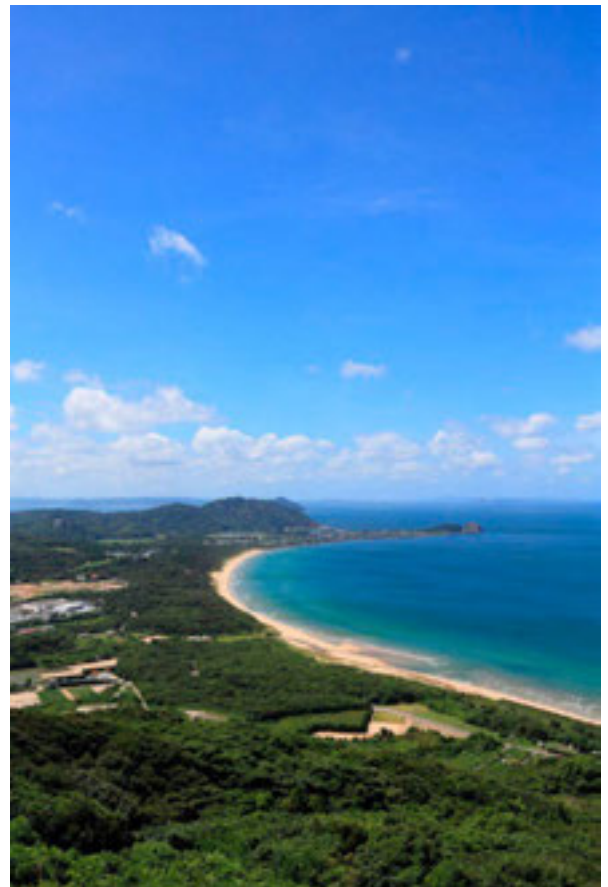
行橋市 今川



福津市 かがみの海



新宮町 新宮海岸



糸島市 幣の浜

Ⅲ－２ 御笠川那珂川流域下水道事業

御笠川那珂川流域下水道の計画区域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の6市で構成され、福岡県で最初の流域下水道事業として昭和46年度に着手し、昭和50年5月供用開始した。

流域幹線管渠は、二日市、春日、那珂川及び老司の4幹線で昭和59年度末に完成し、これにより流域関連公共市町の全てが供用開始となった。各流域幹線管渠は地形にあわせた勾配とし、ポンプ場を設けずに自然流下により処理場に流入している。

本流域の終末処理場である御笠川浄化センターは、計画汚水量が273,674 m^3 /日で、福岡県内でも最大の規模を有している。水処理施設は全て完成している。増大する下水汚泥については、平成31年度に運転を開始した下水汚泥固形燃料化施設により、脱水汚泥の約1/10に減量化を図るとともに火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。また、平成12年度末に運転を開始した油温減圧式乾燥施設についても、脱水汚泥の約1/4に減量化を図るとともに、建設資材、緑農地利用及び火力発電所の石炭燃料の一部混焼燃料として、有効利用を図っている。

その他に汚水調整池については、流入汚水量の時間変動に伴う処理にかかる負荷の軽減及び災害時における緊急処理対応を主な目的とし、総容量34,000 m^3 の規模にて平成17年度に供用を開始した。

御笠川浄化センターは、福岡市博多区の市街地に立地しているため、水処理施設の覆蓋上部に多目的広場、テニスコート及びゲートボール場を含む、約2.4haの“屋上広場”を平成4年度に供用開始し、一般に開放することにより、地域に根ざした親しみのある下水道施設として周辺住民に理解されることを目指している。



御笠川浄化センター

表Ⅲ－11 御笠川那珂川流域下水道事業計画

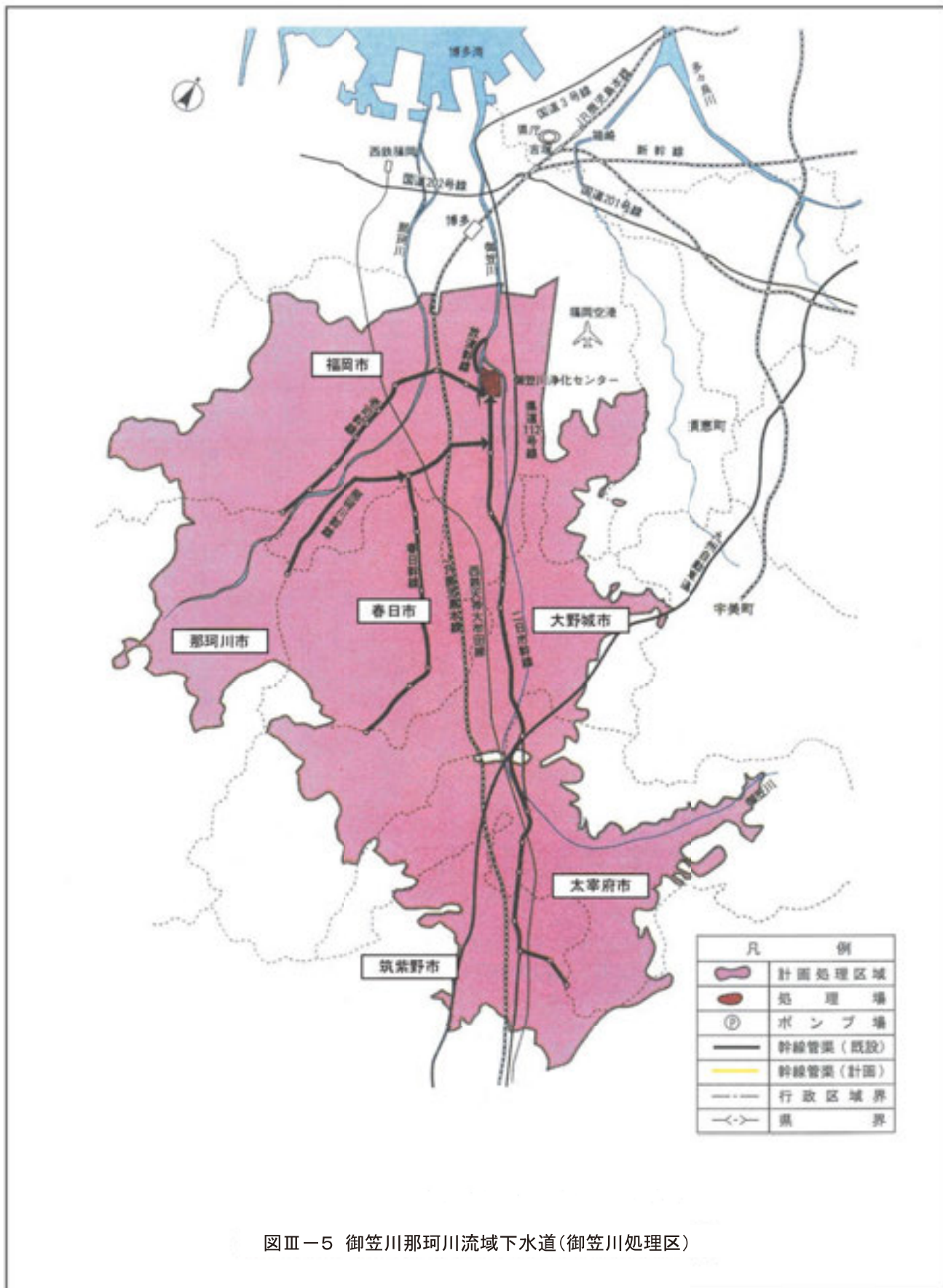
項目 市町名	計 画 区 域 (h a)	計 画 人 口 (千人)	日 平 均 家庭汚水量		日 最 大 家庭汚水量		工 場 排水量 (m3/日)	地 下 水 量 (m3/日)	日平均 計 画 汚水量 (m3/日)	日最大 計画汚水量		
			(ℓ/人・日)	(m3/日)	(ℓ/人・日)	(m3/日)				(m3/日)	比率(%)	
												(m3/日)
全体計画	福岡市	3,345.90	320.3	255	81,676	340	108,902	7,242	16,015	106,916	134,802	49.3
	春日市	1,379.50	111.7	235	26,250	310	34,627	135	5,027	31,412	39,789	14.5
	大野城市	1,531.50	106.7	235	25,075	310	33,077	359	4,802	30,362	38,406	14.0
	太宰府市	1,566.55	72.1	235	16,944	310	22,351	218	3,245	20,449	25,870	9.5
	筑紫野市	933.60	46.5	235	10,928	310	14,415	205	2,093	13,553	17,149	6.3
	那珂川市	824.50	46.5	235	10,928	310	14,415	0	2,093	13,883	17,658	6.4
	合 計	9,581.55	703.8		171,801		227,787	8,159	33,275	216,575	273,674	100.0
事業計画	福岡市	3,345.90	313.5	255	79,943	340	106,590	7,242	15,675	104,843	132,150	
	春日市	1,379.50	113.0	235	26,555	310	35,030	135	5,085	31,775	40,250	
	大野城市	1,484.70	104.8	235	24,628	310	32,488	359	4,716	29,829	37,731	
	太宰府市	1,478.68	72.5	235	17,038	310	22,475	218	3,263	20,561	26,012	
	筑紫野市	875.90	47.2	235	11,092	310	14,632	205	2,124	13,748	17,397	
	那珂川市	789.99	47.2	235	11,092	310	14,632	0	2,124	14,078	17,906	
	合 計	9,354.67	698.2		170,348		225,847	8,159	32,987	214,834	271,446	

全体計画:令和2年度

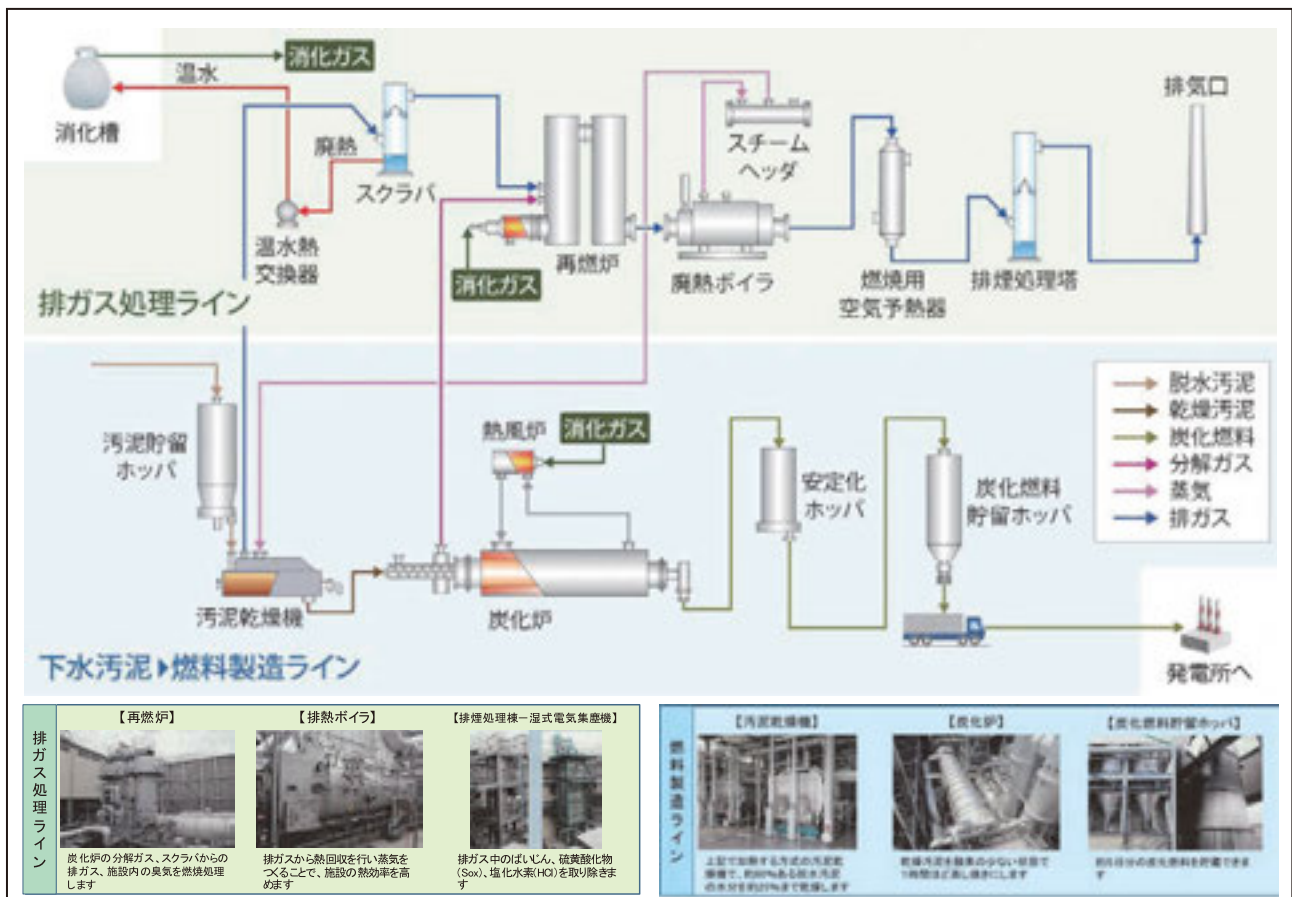
事業計画:令和2年度

御笠川那珂川流域下水道事業の計画概要及び進捗状況

		全 体 計 画	事 業 計 画	令 和 2 年 度 末	
関 連 市 町		福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川市	同左	同左	
処 理 面 積		9,581.55ha	9,354.67ha	8,977.1ha	
処 理 人 口		703,800人	698,200人	699,880人	
排 除 方 式		分流式	同左	同左	
幹 線 管 渠	二 日 市 幹 線	φ2,200 ~ φ800 L = 12,980 m	同左	同左	
	春 日 幹 線	φ1,350 ~ φ800 L = 7,550 m	同左	同左	
	那 珂 川 幹 線	φ900 ~ φ800 L = 3,310 m	同左	同左	
	老 司 幹 線	φ1,800 ~ φ1000 L = 5,450 m	同左	同左	
	計	L = 29,290 m	同左	同左	
終 末 処 理 場	名 称 及 び 所 在 地	御笠川浄化センター 福岡市博多区那珂4-5-1	同左 同左	同左 同左	
	処 理 場 面 積	18.1ha	同左	同左	
	処 理 方 式	嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法+急速ろ過 嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流 入式)+凝集剤添加+急速ろ過	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法(一部ステップ流入式) +凝集剤添加+急速ろ過	
	処 理 能 力	274,200 m3/日	281,600 m3/日	295,800 m3/日	
	水 処 理 施 設	最 初 沈 殿 池	15池	15池	同左
		反 応 槽	30池	30池	同左
		最 終 沈 殿 池	28池	28池	同左
		急 速 ろ 過 池	16池	16池	4池
		塩 素 混 和 池	1池	同左	同左
	汚 泥 処 理 施 設	汚 泥 濃 縮 施 設	重力濃縮	2池	同左
機械濃縮			4台	同左	
脱 水 機		スクリー	2台	同左	
		遠 心	3台	同左	
汚 泥 燃 料 化 設 備		100 t /日固形燃料化1基	同左	同左	
汚 泥 乾 燥 設 備	油温減圧式2基	同左	1基		
放 流 渠	放 流 幹 線 1 号	φ1,500 ~ φ1,350 L = 950 m	同左	同左	
	放 流 幹 線 2 号	2,600×2,600 L = 1,050 m	同左	同左	
供 用 開 始	昭和50年5月1日				



図Ⅲ-5 御笠川那珂川流域下水道(御笠川処理区)



図Ⅲ-7 汚泥固形燃料化施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

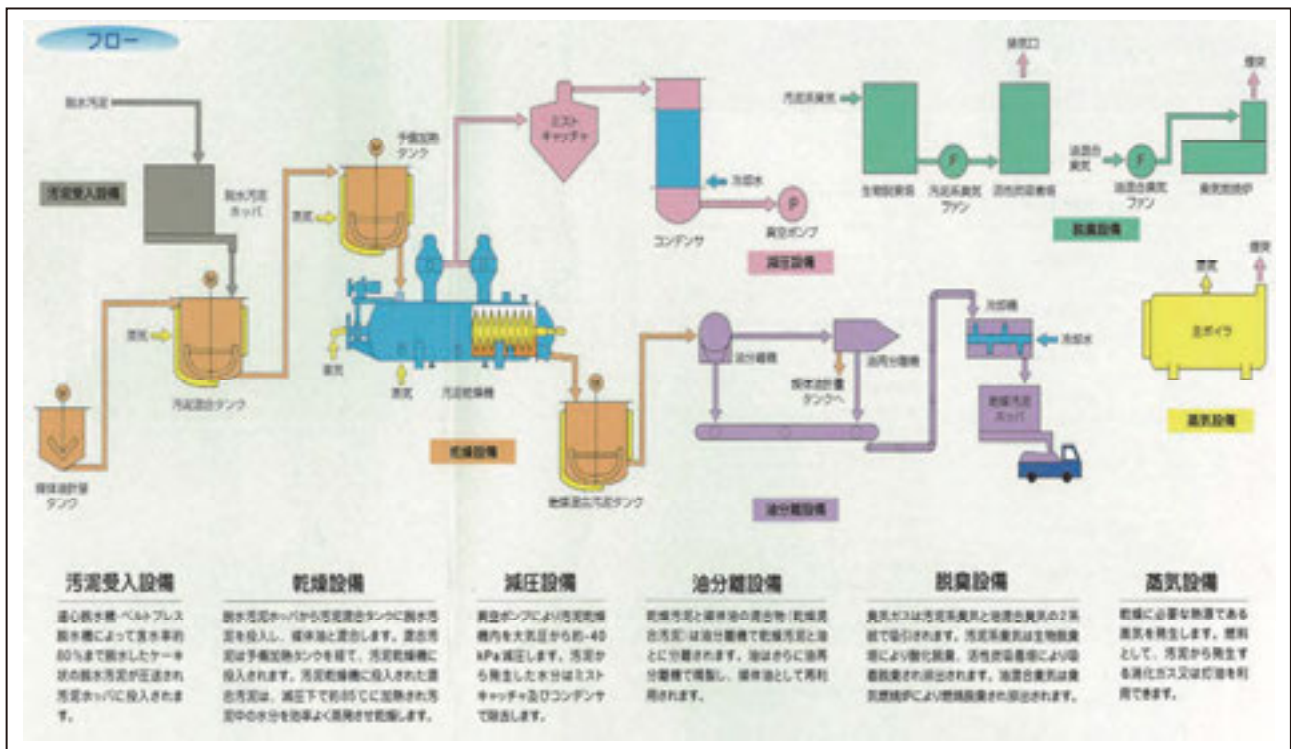
- ① 補助熱料として汚泥から発生させた消化ガスを利用しています。
- ② 排ガスの熱エネルギーを蒸気として熱回収する等、省エネルギーに配慮しています。
- ③ 下水処理水を排煙処理塔等で有効利用しています。
- ④ 炭化燃料は脱水汚泥の約 1/10 程度に減量され、石炭火力発電所の石炭代替燃料として有効利用有効利用されます。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気は、再燃炉により燃焼処理されます。
- ② 設備を景観壁内に設置することにより、美観を損ねず、防臭、防音効果を高めることで、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 排ガス中の SO_x、NO_x、HCl、ばいじんを効率よく除去する設備を完備しており、公害規制値を大幅に下回る環境に配慮したものとなっています。

施設の概要

1. 処理プロセス：低温炭化方式
2. 炭化温度：250～350℃
3. 処理量：100t-wet/日
4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ（汚泥）
含水率 80%
可燃分 72%
5. 補助燃料：消化ガス及びA重油
6. 建築建屋：地上2階
鉄骨造
建築面積 548.56m²
延床面積 927.84m²
7. 事業費：設計・施工 38億円
(DBO方式) 維持管理・運営 66億円
合計 104億円
8. 竣工：平成31年3月



図Ⅲ-8 油温減圧式乾燥施設のしくみ

施設の特徴

●省資源・省エネルギー

- ① 補助燃料として汚泥から発生する消化ガスを利用しています。
- ② 下水処理水を機器の冷却水、シール水として有効利用しています。
- ③ 乾燥汚泥は補助燃料、肥料等に有効利用が可能です。
- ④ 運転は自動化を図るとともに、集中管理方式を採用し、省力化運転が可能です。

●運転管理

- ① 設備から発生する臭気ガスは系統別に集められ、汚泥系臭気ガスが生物脱臭塔＋活性炭吸着塔により脱臭され、油混合臭気ガスは臭気燃焼炉により脱臭されます。
- ② 主要設備を建屋内に収納することにより美観、防臭、振動、騒音について、周辺環境との調和を目指しています。
- ③ 汚泥中の有機分を燃焼させることがないため、排ガス中にはSO_x、NO_x、ばいじん等が非常に少なく、公害規制値を大幅に下回ります。

施設の概要

1. 処理プロセス：油温減圧式汚泥乾燥
2. 乾燥温度：減圧下で約85℃
3. 処理量：30t-wet／8時間
4. 処理対象：高分子系脱水ケーキ（汚泥）
含水率 80%
可燃分 72%
5. 熱媒体油：廃食用油
6. 補助燃料：消化ガス及び灯油
7. 建築建屋：地上4階
鉄筋コンクリート造
建築面積 1,169.19m²
延床面積 2,648.32m²
8. 事業費：土木・建築工事 5億円
機械・電気工事 34億円
関連設備工事 10億円
合計 49億円
9. 竣工：平成13年1月